

80

75

70

65

60

55

丁

京之水

鳳乃卷

リ 4

4871

2 止

門
走
卷
リ
4871
2

門
走
卷
ル84
259
2

京の多 鳳之巻

平安 稲里 審福湘夕編

左京右京之記

左京右京坊塙等ノ制度ハ文武帝の御時平塙都小切で備レ
又也見ヘテ。志しと毋其詳也。卽ち知難かば。桓武帝令皆
詔以遷。一統も。古に於テ兩京坊塙乃制法嚴重。方
北小切。推かべ。左京右京の廣さ東西の條。三十二町。南北の條。
三十八町。北朱雀通。今千本通。北朱雀門。左京右京の削ふあて道
幅二十八丈。赤のくびた京。左京職吏を掌る。其
中少町枚六百八町。保敷百五十保。坊枚三十六坊。委ハホヌ
又ヘリ。東の端。

京極といふ。朱雀通り西の久を右京といふ。右京職しに掌る事中
町役六百八町。保敷百五十保。坊役三十六坊なり。左京と同ド。車めりとみ
されも西の端が西京極といふ。故に兩京の總號曰平安城といふ。此
都と称する車へ遠近さくふ集まゝ人の都會と爲の謂ル。又都と
ソシ訓を榮華へ花落するがづく。○王城とは王ハ往々字彙曰天下の
徒の象城盛へ國都を盛受るの旅へ淮南子曰鯨といふ。堯帝の臣
城を初々造る。都城が三重の差別なり。京城皇城宮城也。京城と云
總都をつぶ。是郡平安城へ皇城ハ皇居の總構の内へ諸司百寮も
悉かの内が入り。所謂大肉裏といふ。是宮城ハ皇居へ皇城の中央が
あり。雍錄六典云唐の都城三重也。外の一重が京城と云ふ。○京師とは衆本をそ
内の一重を皇城と云ふ。又内の一重を宮城と號ふと云ふ。

の名義。詩經公劉篇曰陝南固乃觀干京京師之野。虎丘鄭箋曰都
邑。公營立をもやひゆ。朱註小京ハ高丘あり。師を衆。す。丘。衆
居をいふ。董氏曰所謂京師の號ハあく。少卿也。後世少盡んで都をちぎる。
きりぬ京師といふ。蔡邕が獨斷云天子都を高都を京師と云ふ。其
水。地下の衆。きりぬふ過たるが。地上方穴をよの人ふ。其
京ハ大都り。師を衆。爾雅ハ京ハ高。大。天子も。居して。達
車ハ周禮匠人職。小出。五人營。國方九里旁三門。國中九經九緯。比
註曰方九里ハ周の代。都の度。四方が三門。づありて合て十二門。也。國
疏曰十二門を通。ト。十二支。國中。と。ハ。皇城。又。宮城の事。

右。經緯と道條が南北を經る。東西が緯也。一門多々
三重の如き東西がある。九乃節あり。少ひ九經九緯と云ふ。是
九重の準也。又禮記の天子之門九重である。楚辭の九辨の君の九重
高也。註曰。天子九門。關門。遠郊門。近郊門。城門。臯門。雉門。
○左京が洛陽と號を以名し。我が尚書洛誥篇が出來たり。註曰。孔安國曰
潤水瀝水の間からて南へ洛水が近い。凡ての洛陽を云ふ也。爾雅曰
山南水北を陽といふ。洛邑は洛水北に在り。洛陽とづく。又後漢の時
都が洛陽を移す。東西三十里。南北五十里。民家十萬餘戸。方三百步。五百丈
一里を度。里毎西門を廟門。上東門。中東門。耗門。開陽門。小苑門。津門。廣陽門。
十二門。又後魏の高祖。都を洛陽に遷す。九達をもす。後漢已來都邑の

制法なり。○右を以て長安と稱す。是名也。秦漢の時が長安城あり。
經緯ある。三十二里十八歩。四面が三門九達あり。周禮の制と相
同。漢の舊儀曰。長安城中の經緯ある。三十二里十八歩。八街九陌。
三宮九府三廂十二門。九市十六橋と云ふ。霸城門。清明門。宣平門。覆蓋門。
雍門。洛城門。厨城門。橫門。鼎路門。便門。章城門。直城門。
元を有する十二門といふ。又唐の時。長安の都が京城として北周
并小隋の時が舊法である。初め北周の時が長安が分して萬年縣。長
安縣とす。隋北時が改て大興縣とす。唐の代が高祖の時が舊名号を
復す。又多年長安二縣を建へたり。萬年縣が宣楊坊が治む。朱雀街の以西五
十四坊を領す。などりの處の政所なり。唐の長安京城が十門なり。東西

南の三方ハ三門。北の一方ハ一門。皇城ハ京都の中央にて東西五里百五十步。南北三里百四十步。東西ハ三門。南北三門。中央を朱雀門とす。又洛陽が東都伐置て皇城ハ都塲の西北隅に在り。

已上唐の典。小詳く。本朝の制度全く。

唐の代小據し。

唐長安京城十門

通化門 春明門 延興門 通化門 明德門
安化門 通化門 南面の三門へ。延秋門 金光門 開延門 通化門
之門へ。光化門 通化門 北面の二門へ

唐皇城七門

延喜門 景風門 東面の二門へ。朱雀門 安上门 合光門
之門へ。南面の三門へ。安福門 嘘義門 之門へ。西面の二門へ

京程圖解

平安城の制度ハ延喜式。小載とし。星宿界アリ。内裏も所々。

旋もまた戰湯とす。遠ハ保元平治の乱。事永元暦ハ軍馬せ岐

あつ。正慶建武ハ金花孤敬。尊氏西六波羅を隨。正成と東寺小室。足利三代の之後ハ少く舊制に歸る。とある。又むうの十丈も及ばず。而后近くは明徳北乱及び應仁。少は京城郊原と称。室町後日記追加云。天正十八年の近豊臣秀吉公六十餘州屬御手四海靜謐。又之以法。中法橋紹巴。ひめ。ノ。僭。ノ。洛中。の。ゆ。か。後。せ。ら。に。東。ハ。す。倉。う。あ。か。ハ。鴨。河。原。之。遙。ふ。し。を見。ワ。ー。タ。だ。傍。タ。ー。ニ。エ。東。山。お。そ。く。け。た。み。か。耕。化。の。地。之。西。う。大。宮。う。ら。あ。く。ハ。峠。嶺。を。秦。押。通。ツ。田。畠。へ。四。方。の。隣。附。し。る。界。も。多。田。舍。社。在。郷。の。如。し。幽。齋。を。石。さ。花。洛。と。及。者。も。云。傳。め。い。と。京都。の。分。野。を。在。つ。の。如。し。北。ハ。行。れ。う。南。ハ。此。と。不。そ。う。洛。中。洛。外。也。

博を末代と相定べ。都の四記がさかやと佐出小路をだ。出小路
畏て釋せんと云。於是洛中の封境は諸侯小路と四方小路也
然ふ。然もよしと町小路の本名ひ査ひ異名を多く見て舊に法
滅と。故に今式文を解し。十九陌の古號道路の間丈今時の京程よりそ
率基ち小記。蓋年歴久遠取れど微細小奮觀公察と小草能定。
後の後才との摹塞シラフはサ文て井麥伏監アキモトをもどり

式シテ京延喜式の文。拾芥抄山城名勝志山州名跡志等同文也
式京程南北一千七百五十三丈。又北一條より南九條まで三十八町の丈校
并承大洛小洛の道幅。隍溝は度を計合へて丈数。小を一町の長四十丈以
今時の一町の長六十間セリを以て相當もれど四十三町半十三丈とゆる

九、重緑條路之部

一條

皇城北面の大路を度十二丈。南頬は皇城より築垣の厚七尺あり。

六尺五寸。幅を半分たて幅をゆけて三尺五寸。築垣より隍まで地を二丈
六尺五寸。隍の度八尺又北頬分て大路の制。又築垣の厚六尺。幅を半分
幅をゆけて三尺五寸。築垣より溝を以て大路とす。五尺。溝の度四尺。南北北
隍溝。地大抵築垣の半が十二丈の内少て引を道幅七丈とす。大洛小洛お
うえ隍溝築垣度幾々とくとも已下ちル为准して式文を定べ
傳寫の謬エラフ。

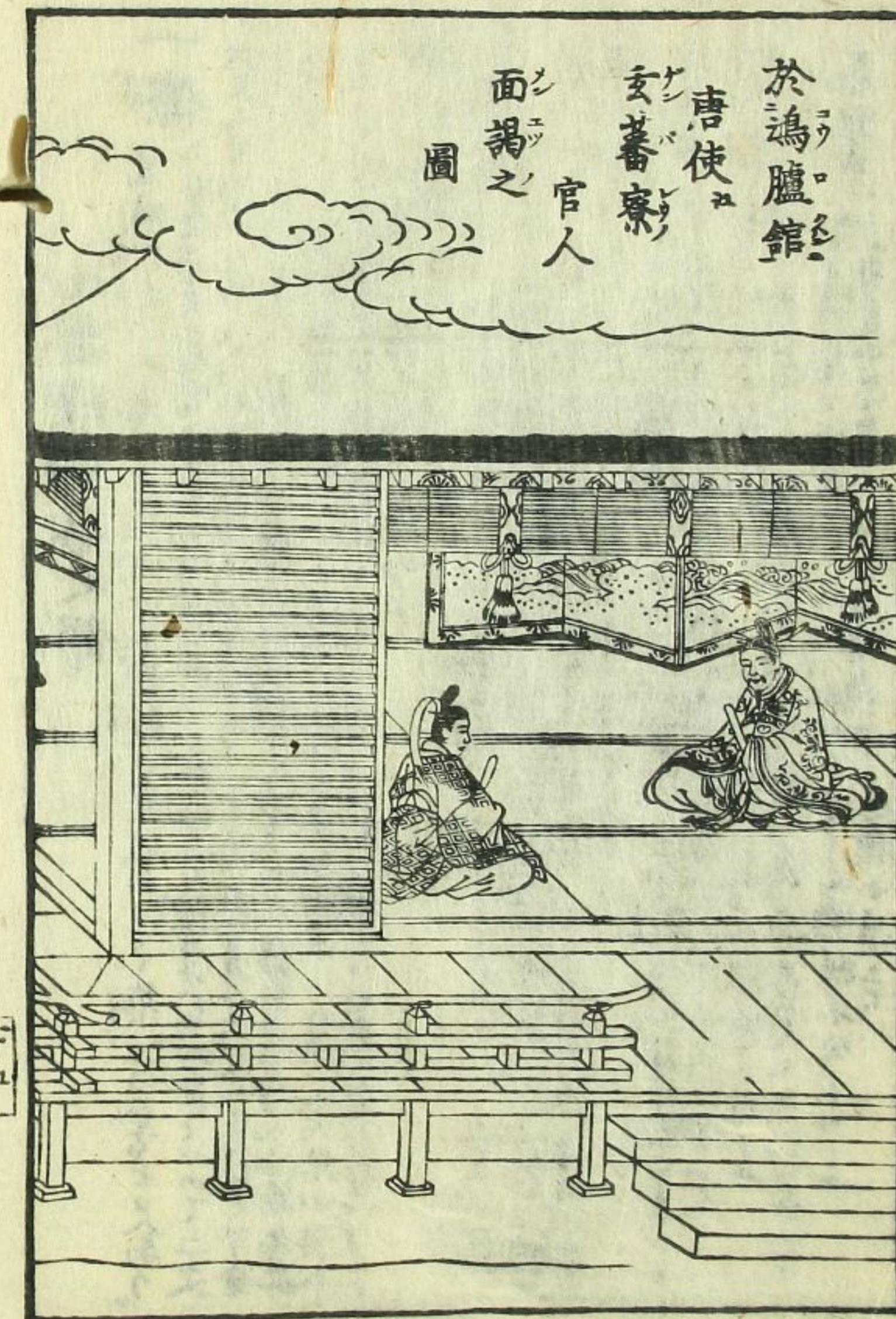
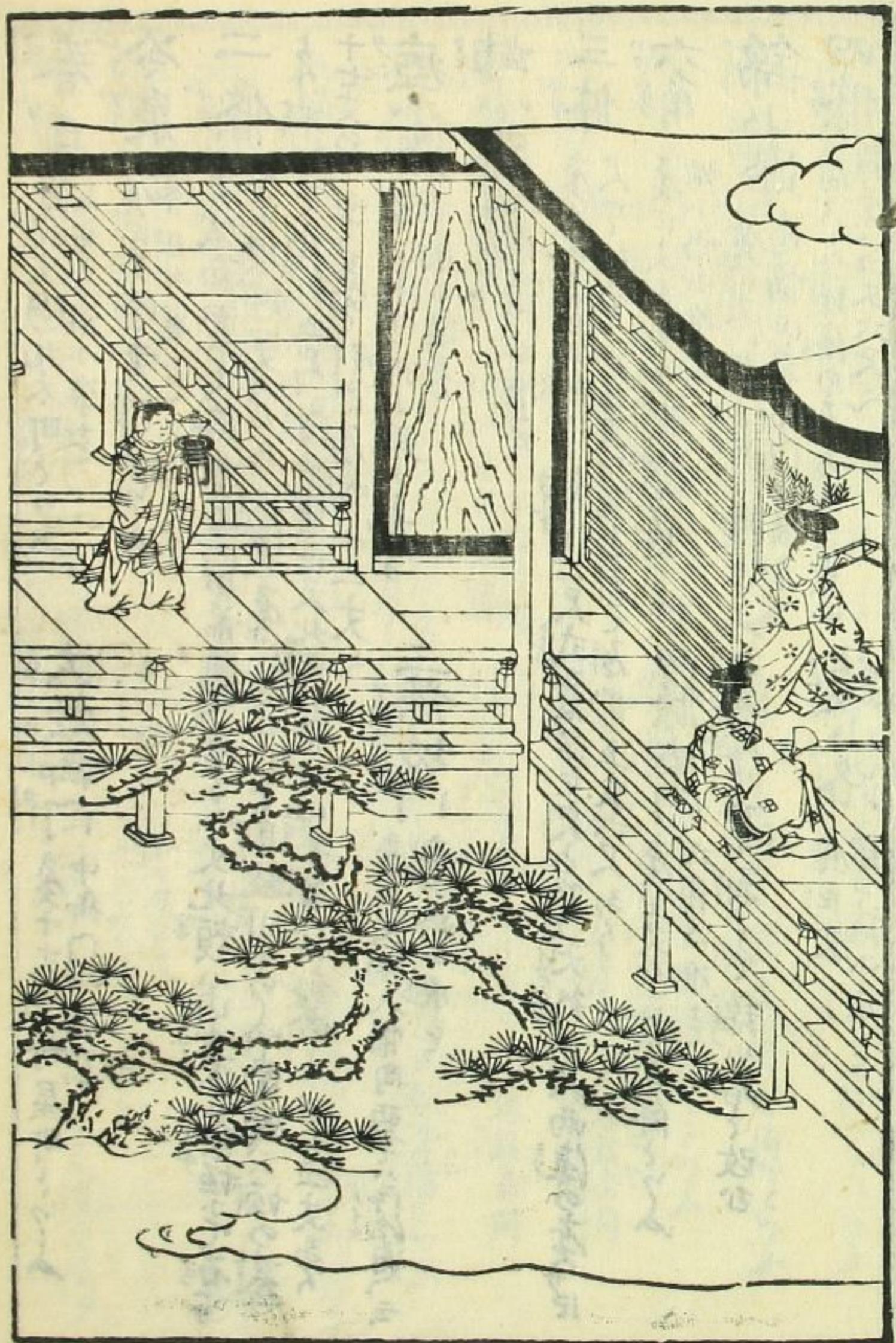
正親町 度四丈。中立賣アリム。南側北側より厚五尺。度を半分道
幅をかけた二尺五寸。垣より溝の半三尺。大抵五尺。溝の度をも
度三尺。道幅に丈の肉をきれらば引を道幅溝の度七丈六尺。己下ちル为准アリム。

土御門 四尺合て二丈。下長者町とす。小路の半三尺。大抵五尺。溝の度七丈六尺。己下ちル为准アリム。

鷹司 度四丈。下上長者町とす。小路の半三尺。大抵五尺。溝の度七丈六尺。己下ちル为准アリム。

勘解由小路 度四丈。下立賣とす。中御門 度十丈。下根木町とす。

考 司小準アリム



春日タチガ 廣尼文タカニモン 九太町クシタマチ とくふ

大炊御門タケイノミヤ 廣十丈タカトシナリ 竹屋町タケヤマチ とくふ

冷泉タチツバ

廣尼文タカニモン 金夷川キンエイガワ とくふ

准タス

二條ダツジ

皇城南面の大路朱雀門の前通へ。廣十七丈北頬八丈裏の築垣タツケン と草野タケノ 七尺墳地ハチシナリ 二丈六尺八寸。隍の廣八尺九寸を耳敏川アミツカワ とくふ。南頬ハ城の基より半丈ハナツナリ 大約五尺。城の廣ハカルナリ 二丈六尺中より足を引だす幅十二丈トドカタナリ 十七丈の中より足を引だす幅十二丈トドカタナリ 。

痩小路タヌキザトシ

廣尼文タカニモン 押小路タテザトシ と書く

准タス

姉小路アソガザトシ

廣尼文タカニモン 三条坊門サンザシバシモン 小准タス

三條サンヅ

廣八丈南北西側より築垣六尺。式貢羊三尺とあり。大約五尺西條の廣ハカルナリ 二丈六尺合して二丈六尺と引て。廣幅五丈六尺あり。

六角ロクガク

廣尼文タカニモン 東北折タカヒタク 蔵敷カズハシ ち通チヂム と云

錦小路ツバキザトシ

廣尼文タカニモン 初八糞ハシモツ 小路ザトシ とくふ。後世綾アラ 小路ザトシ と改む

四條ヨウヅ

廣八丈垣ハシモツ の廣ハカルナリ 幅三丈ミツナリ 小准タス して五丈六尺ロクナリ 。

綾小路アラザトシ

廣尼文タカニモン 錦小路ツバキザトシ 小准タス

五條坊門ゴトツガザトシ

廣尼文タカニモン 佛光寺通ボクコウジ と云

高辻タカツヅ

廣尼文タカニモン 五条坊門ゴトツバシモン 小准タス

五條ゴトツ

廣八丈タカハシナリ 今松原通マツハラ とくふ

桶口ハチワカ

廣尼文タカニモン 萬壽寺通バンスイ とくふ

六條坊門ロクヅガザトシ

垣ハシモツ の廣ハカルナリ に奈ナ 小准タス と

楊梅ヤマメ

廣尼文タカニモン 萬壽寺通バンスイ とくふ

七條坊門セトヅガザトシ

廣尼文タカニモン 东中珠ヒタチハナタツ 西中珠ヒタチハナタツ 佐牛サツウ 小准タス と

佐牛サツウ

廣尼文タカニモン 佐牛サツウ 小准タス

九條坊門クシヅガザトシ

廣尼文タカニモン 针ハリ 小准タス

信農シンノウ

廣尼文タカニモン 九条坊門クシヅバシモン 小准タス

九條坊門クシヅガザトシ

廣尼文タカニモン 平安城南方の封境カカイ 二羅城門ツラカミ の外築垣タツケン の半丈三尺大約七尺八寸

大准タス と十二丈の中より足を引だす道幅十丈トドカタナリ 。

長安之部 右京と西京と称する所九十町 諸
長安東西の條路ハ洛陽より直小路を通じて大内城入
道幅の丈数築垣大行溝等の間丈も共小相同比ト。圖中又委々せ
ちか略也。其處の町小路が古ちう異名少くらうちか載セ

音町 長安正觀町
筑紫町 鹿鳴司通
松井 木蘭
經師町 木蘭
西中御門 西近衛
馬寮大路

春日通
雷聲田小路
冷泉通

中御門通
大炊御門通
馬寮御門通
長安土御門通

式 北極并次四大路廣各十丈 北極は一條通ひつゝ四圖の度サ十二丈となり
並ぶべし。京宿南北の熟貢校より十二丈をあらきや各より外を十丈とぞへる。
次の四の大路ハ土御門 近衛 中御門 大炊御門 へ度サと/or/十丈と/or/あ
式 宮城大内南大路十七丈 南大路は内裏の外郭南面朱雀門のあ
二條通へ度サ十七丈と/or/義すと/or/北側の掘を耳敏川と/or/あ
式 次六太路各八丈 三段ニ至り以南 三條四條五條六條七條
八條等の六の大路乃度サ八丈と/or/あ
式 小路二十六廣各四丈 三段東西の小路の數合て廿六と/or/正觀町
弯司 勇船出小路 春日 冷泉 瘦小路 三索坊門 姑小路 六角
四索坊門 錦小路 綾小路 五索坊門 高辻 楠口 六索坊門 楊梅

左女牛 七条坊門 北小路 佐小路 八条坊門 梅小路 针小路

九条坊門 信濃小路 ちかうの度ヲニ丈ヲトリム矣

式 南極大路十二丈 とは京城あ方の封境九條通を南極とす。小路の
度ヲ十二丈トス。又ノ四羅城外二丈 垣基半三尺。大行七尺。又ノ羅城門
溝廣一丈。 の外九條大路との間ニ丈ヲ。其中ニテ築垣の度ヲ三尺。溝まで
大行七尺。溝の度ヲ一丈合てニ丈。又ノ十二丈の中モ、又トス。又ノ四羅城外
左ノ九條通十二丈の中。門外の間ニ丈が缺て道の度ヲ十丈トス。又ノ
式 町三十八谷四十丈 とは洛陽長安と北極一條うち南極九條と
官屋か風屋と町役三十八歩。各四十丈ア。又ノ一町の度ヲニ十丈アト
リ。又ノ今の方六十間を町ニル。

下八

式 東西一千五百八丈 通計ナシ。東東至洛陽長安の兩京也。
東京極 東朱雀を東極とす。今東門御幸町の前也。 西兩京 西大内を西極とす。又ノ西門御幸町の前也。
東京極よりぬ京極まで三十二町の町役 役者 并小大路小路の幅を合計する
文数取り。東西文数を通計するは。左京右京公車立くぬへ通
計合 合 づくとつめ矣。四十丈を六十前を町み積みル。又ノ三十七町半八丈
小相當もばれり。

洛陽南北道路之部 東よう

京極 東朱雀を東極とす。今東門御幸町の前也。 式 度十二丈 西側築垣
京極の半三尺。大行五尺。溝の度ヲニ尺。東例垣の半三尺。大行七尺。溝の
度ヲ一尺。足し合ひてニ丈を加へ。又ノ東極の外田半至ツセ百五十四丈の度数
富小路 度二十丈。又ノ例度例と。又ノ度五尺。又ノ小路の幅を合計して 五尺を加へ。又ノ度五尺。又ノ度五尺。又ノ度五尺。又ノ度五尺。又ノ度五尺。
東あみて都合を丈七八分引く。通幅丈溝の間
丈二尺。是より己下小路のみあきらしも准ど

万里路 度丈文今 柳馬場とつ
垣溝を協富小筋を准と

有倉 度丈垣溝を幅

東洞院 度八丈東あ表側を築垣とて山半三尺大筋八丈又二丈の度
にスアシハレハ八丈の中を引たて幅八丈六尺又二丈

烏丸 度丈中御門より北の省を又
垣溝を倉小准と

町 度丈垣溝を幅と室町小准と北に町口と分ふ

中御門 トナガル田尾とつ
度八丈道幅八丈六尺

西洞院 壁溝と東洞院小准と

堀川 度八丈中四丈八川幅と
度八丈中四丈八川幅と

油小路 度丈垣溝を幅と油小路小准と

猪隈 度丈垣溝を幅と油小路小准と

大宮 度八丈内裏東外側通と御築垣の半より隣の外畔不至マ三丈八尺

櫛笥 度丈垣溝を猪隈小准と

壬生 度十丈垣溝と御洞院小准と

坊城 度丈垣溝と梯笥小准と

下九

朱雀 皇城南面經の大池を北は朱雀門あり。南は四維城門あり。御築垣

洛陽長安の處へ今千本通とつ。道の度ナセ八丈東西兩側小築垣

あすて厚子六尺半より道の板を入れてス。大筋一丈五尺又二丈の度ナス

バツ軒合一丈六尺古見公大八丈の中を引ひ二十三丈四尺の道幅あり

長安經町之部

長安經 道陥ハ洛陽小易らば。又十六の街が設く。大筋小筋とも同号

あり。道幅の丈数も共か相同と。圖中かあざれどさか不體た。古來らう

異名 トシ分ひちか記凡

野寺町 細安油小筋と

細井大路 細安油小筋と

宇多小路 トナ町口と

馬代 トナ室町と

木辻 トナ木辻わす

山小路 トナ山内村口

菖蒲小路 トナ菖蒲口

無武小路 義安富小路等

西京極

七安村の極あり
山内村の諸ある

國自朱雀大路中央至東極外畔七百五十四丈。とは朱雀通也。丈を兼ねて十四丈也。東京極外畔も朱雀の中央より東へ十六の町。大路小路の築垣大行道幅を却令くる丈取く。

式朱雀大路半廣十四丈。又朱雀通也。八丈は兼ねて丈取く。

式次一大路十二丈。又太宮通の度也。洛陽ハ美福門^{ノシ}當。長安^{ノカ}皇嘉門^{ノタ}也。

式次二大路十丈。又壬生通の度也。内裏の東面を東大宮^{ノシ}。西面を西大寧^{ノタ}也。

式東極大路十二丈。又東極通の丈取也。一說八十丈は後世を改り。

式小路十一各四丈。又小洛^{ノシ}加^{ノカ}堀川^{ノシ}。又富小路。万里小路。高倉。烏丸。

〔下十一〕

室町 町尾 油小路 堀川 南市門 化 坊塚 等十一の小路。度四丈とりふる。一小路堀川の度を加ふと、又堀川東西の川端^{ノカ}ニ丈^{ノタ}也。中河有^リ。又堀川而堀川入。

式町十六各四十丈。又洛陽の間。東京極より朱雀通也。官ある民を^リの住居ある町員十六町。是町の度^ノ四十丈とりふる。又卒間^ノ町が相當に右准此。又長安^ノ洛陽の町員道幅も准^リ。同^ノ半^ノりふる。右と左と^リ半^ノ。

式朱雀大路廣二十八丈。又朱雀通の度也。△自垣半至溝邊。各一丈八尺。又大行^ノ三尺。又町の四十丈の際^ノ垣^ノ半^ノよ^リ二尺。又^ノ海^ノ半^ノ丈^ノ大行^ノ一丈五尺。又大行^ノ一丈五尺を含む。又一丈八尺とりふる。又東^ノ兩側^ノ小側^ノ。

をあくと書なるへ△溝廣各五尺。とは朱雀通から兩溝の度也。は所ハ御溝水の下流へ△兩溝間二十三丈四尺。とは朱雀通の度サ二十八丈の内少て兩側の垣北基。大行溝の度サと較合へて丈六尺引で大沟の度サ二十二丈に及ぶも矣。

④大路廣十丈。とは壬生通の度也。△自垣半至溝邊八尺。垣基三尺。又同街兩側の垣北基より大行の又ねえ都令へて一丈六尺△溝廣各四尺。又壬生通の兩溝北度サへ都令へて八尺△兩溝間七丈六尺。とは壬生通の垣大行。溝の丈ねえ丈六尺を十丈の内少引く七丈六尺とづふ矣。

⑤宮城東西大路廣十二丈。とは内裏東面西面の兩大宮通の度十二丈とづめへ△自宮城垣半至隍外畔三丈八尺。とは垣の半三尺六寸。垣地ニ委全寸

隍の度八尺等公都令へて三丈八尺とづふ矣へ△自傍町垣半至溝外畔一丈二尺。とは東大宮通ハ西頬ハ皇城へ。東頬ハ町令へ。西大宮通ハ東頬ハ皇城へ。西頬ハ町令へ。其両方の民衆の筋下垣等の丈ねえ。

⑥大路廣各八丈。とはあまの御院東御院の度也へ△自垣半至溝邊八尺。垣基三尺。とは兩大路の垣大行の又ねえ都令へ△自垣半至溝廣△溝廣四尺。又同く兩大路の溝北度サ四尺へ△兩溝間五丈六尺。又同兩大路の度八丈の内。垣大行溝等公都引じ道幅六丈六尺とづふ矣へ

⑦小路廣四丈。とは洛陽長安の小路の度也へ△自垣半至溝邊五尺。垣基二尺五寸。とは小路の度例から垣大行の又ねえ。又例合てせ支き尺△溝廣六尺。又同小路の度例から溝の度也へ。今了ミ丈へ△兩溝間二丈三尺。又小路の

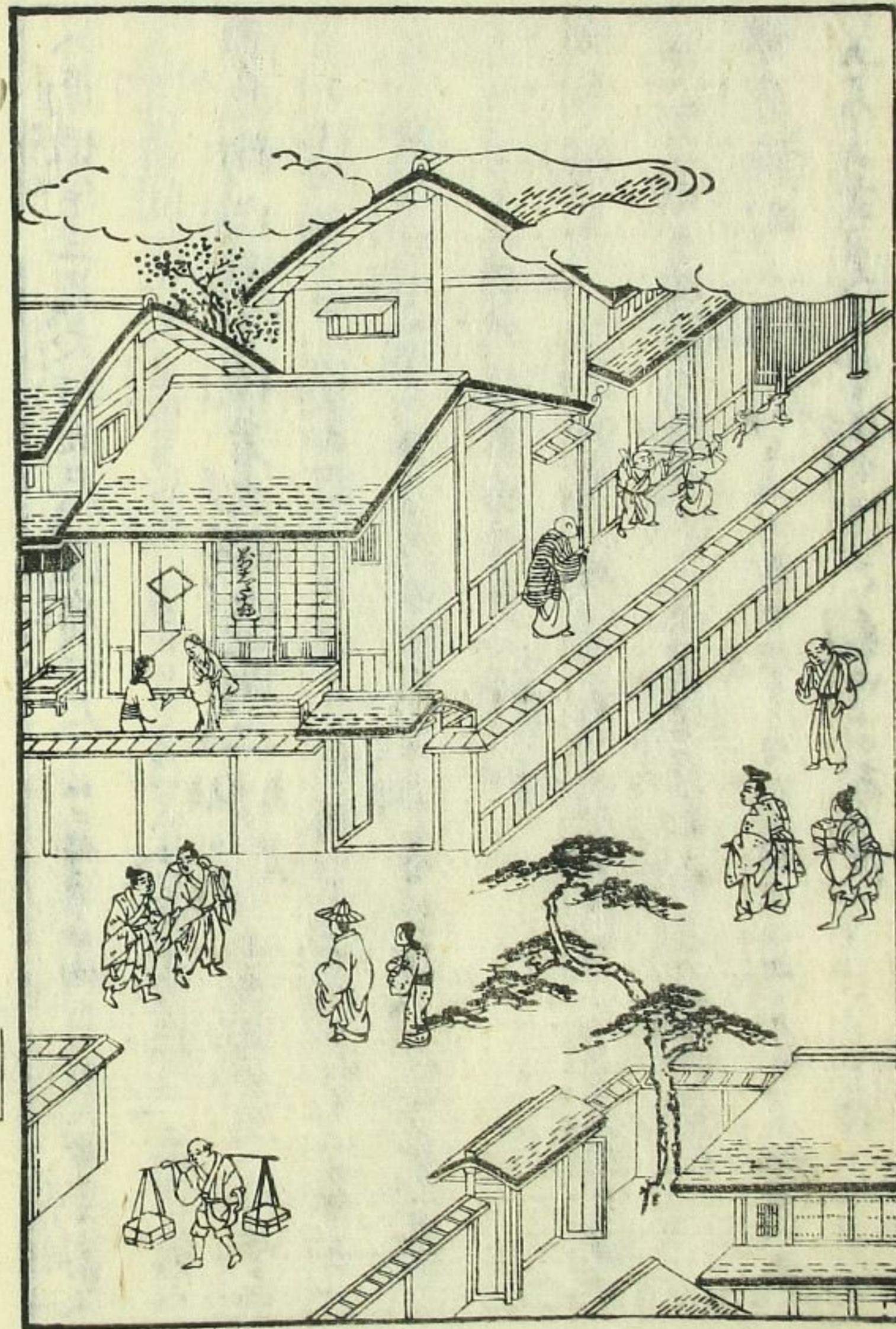
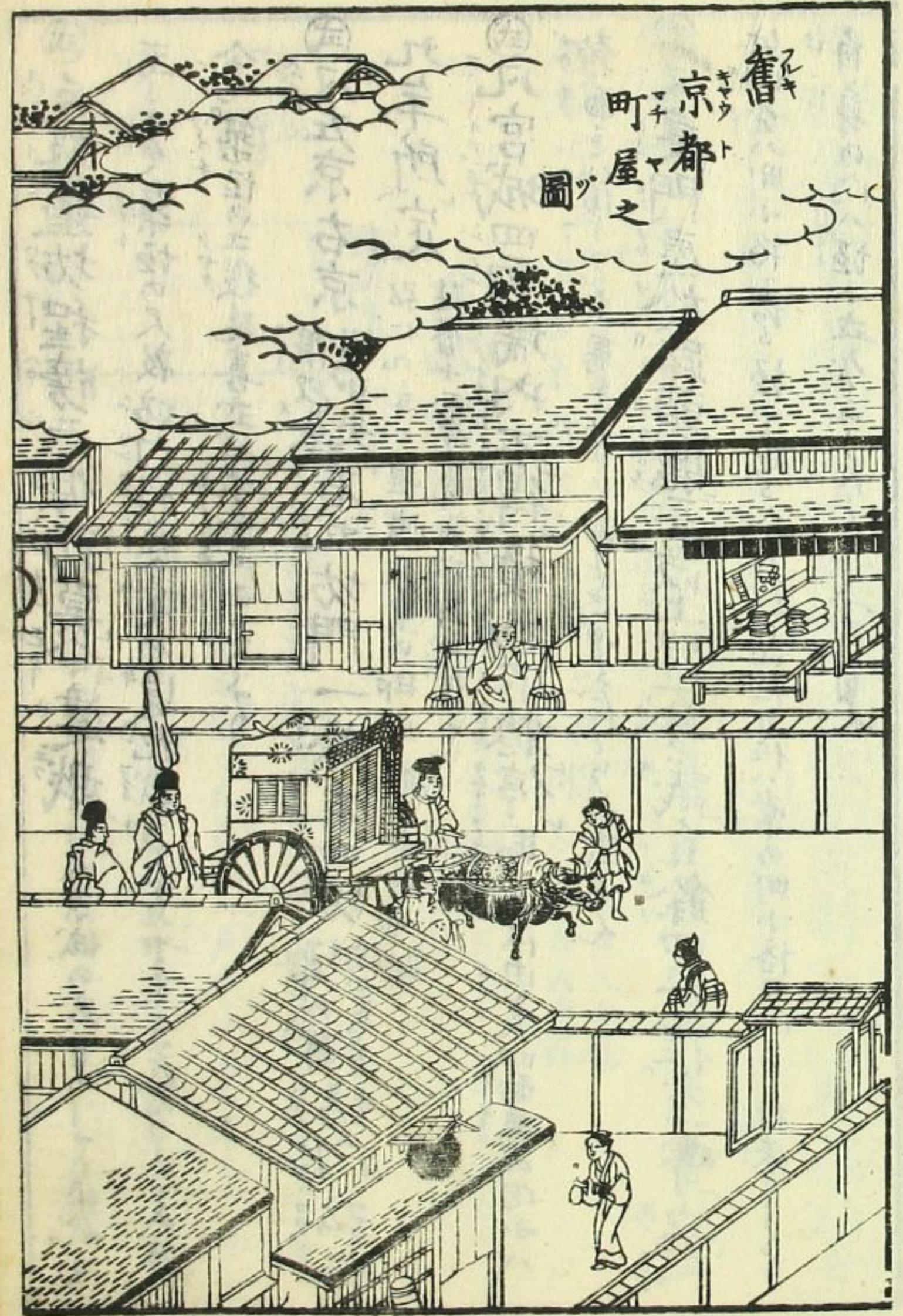
度^モニ丈の内。垣^モ大行^モ等^モ側^モを丈セ入^{ミテ}引^{カシメ}道幅^{二丈}と
とりふ義^ギめう

式^モ宮城^モ四面自垣半至^モ隍邊^{三丈} 基^{三尺五寸} 壁^{二丈六尺五寸} 一條^{二條}
東大宮^モ西太宮^モの皇城^モ四面垣^モの基^う四方の隍^モを三丈とあり。墳地^モ及^ム
大行^モの度^モあく。大肉^モハ垣^モたとづ^カ墳^モと訓^ビ

式^モ宮城^モ南大路廣十七丈 宮^モ垣^モ半三尺五寸 墓^モ地^モ二丈六尺五寸 宮城^モ南大路^モ及^ム二條通^モ
牛^モか^テ度^モ十七丈の肉^モ築垣^モ地^モ合^テ三丈と^リみ^アえ△^モ隍廣八丈^モは二條大路^モ
北頬朱雀門^モのあたり^モ隍^モの度^モあれを耳敏川^モと^リみ^アけ所^モ御敷^モノ^{クシ}牛^モ公事^モ
根源^モか^ルつ^アり

ま本^モ又^モか^ル牛^モか^ルみ^アせ^カを^リ御^モ移^シて^リお^るす^カ神^モまらん 中院入道^モ右大臣^モ

△^モ南垣半三尺大行五尺^モ隍廣四尺^モは二條通南側の尺取へ合^テ丈^モ
△^モ隍溝間十二丈^モ皇城^モの方公隍^モと^リひ町^モの方を溝^モ。二條通隍^モの道幅^モ丈取^モ
式^モ凡^モ町内開小徑者大路邊^モ町^モ二 弘一丈^モは洛中^モの土^モ地^モを^リ
小^モ往^カ公闈^モ四行^モ四十丈^モ伏裁^モ道幅^モ一丈五尺^モを^リ二筋^モと^ハ
免^モ許^モ式^モ目^モ今^モの車^モ町^モ支^モ町^モ衣^モ店^モ等^モの度^モ。され延喜式^モの後^モ
今^モ一^モ其^モ時代悉^モあ^リか^リ四行^モの^モ
式^モ市町三^モ弘一丈^モ凡^モ市町十一町^モの間^モ兩側^モ共^モ小築垣^モ耶^モ。民家計^モ合^テ狹^モ
那^モ小^モ一町^モの度^モ四十丈^モの内^モ一丈^モの度^モの小町三尺^モと^ハ免^モ許^モか^リ
式^モ自餘町一^モ廣一丈^モは市町公除^モ自餘^モの所^モ小町^モを^リ一丈^モ
五尺^モの^モ見^カれ^モ法令^モ悉^モか^リあ^リ



式 瓦築垣坊程榜示條防莫令違越 云々京城の式目にて後代小至より築垣の尺校坊門行徳の定め違犯者並にすふつをなうとあは令へ築垣の工役延喜式比木工式ふとく

式 凡左京右京限以朱雀中央有九坊門一條右四坊九午所定 弘仁九年ハ嵯峨天皇の御宇みり平安開

延暦十二年九月六年の後々
式 凡宮城四面牆内不得積物不聽停馬 云々内裏四面牆の内ハ雜物を積て又ハ馬を駆り車を走らんとすと云々自自身の門ハ垣不立をうれとすと云々

式 又建門屋於路頭聽三位以上四位參議自餘四位五位者不可立之
出門至ハ町小路より垣不建るべ。自御の四位五位ハ常の町小路の門より往来一く

式 諸舍屋簷櫛出路頭并他人領地方者科不應輕重可訴弃
又及俗す舍屋の法令ヤ一もんとひくと云ハ刑罰りくべに付及へ

式 東西二京千二百十六町

△坊七十二坊

左京三十六坊

△保三百保

左京百八十保

京城坊保之圖解

坊保の様八民家

一戸

一門之圖

繼通東北

五丈

一門之門前コ五丈奥行十丈を定す。縦さく
縦横の間小拘らむ。但し一戸のくらん。今俗小りよ
一軒役亦小當る。左京ハ皇城の方西北より
安始。右京ハ東北よりかかへりトキ。

一行八門之圖

支	支	支	支
支	支	支	支
支	支	支	支
支	支	支	支
支	支	支	支

三行四門之圖

北	行	行	行	行
北	行	行	行	行
北	行	行	行	行
北	行	行	行	行
北	行	行	行	行

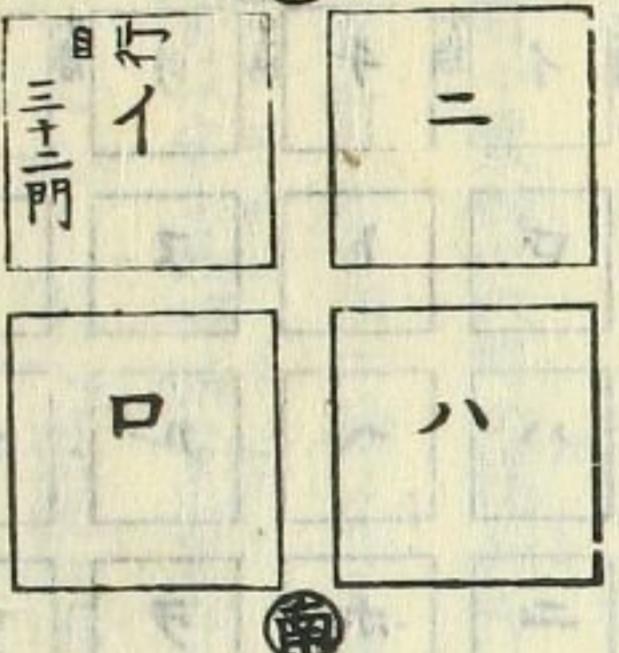
一
行
二
行
三
行
四
行

模通き町の七さに十丈は四十丈を截て
十丈が一行といふ。縱通き町の七さ
四十丈とスズメアリ截て八ツと八門と
りふ。今町を行側の様へ左あ東西
えま右京ハ東からいひやくふ
此圖は左町へ右京ハ東北からいひふ

下十五

一保ノ保

(北)



一保とくみハ恭の四行北圖を四目結のや
四合て二町ほ方へたとて二條の北側う
婦小路を越て二条坊(④八幡)の南側を
室町の東側より烏丸に越て東洞院
の西側まで四町が一保と號く充也
唐の代は制へ左京ハ西北よりをも右京ハ
東北よりをも

四行の體ハ後世小至くも諦ふ合し。模通(ヨコ)東、平安模國開の條
小河(アマガタ)。縱通南北上吉(ヨウキ)小川(アマガタ)。悉く小河の役陪せ。今在存
の鼓(アマガタ)、醍(アマガタ)、坂(アマガタ)、間(アマガタ)、車(アマガタ)、金(アマガタ)、衣(アマガタ)、棚(アマガタ)、金之座(アマガタ)
是四行の間一小洛。謹(アマガタ)式文の證へ

三
行
1
2
3
4

北

口
八

南

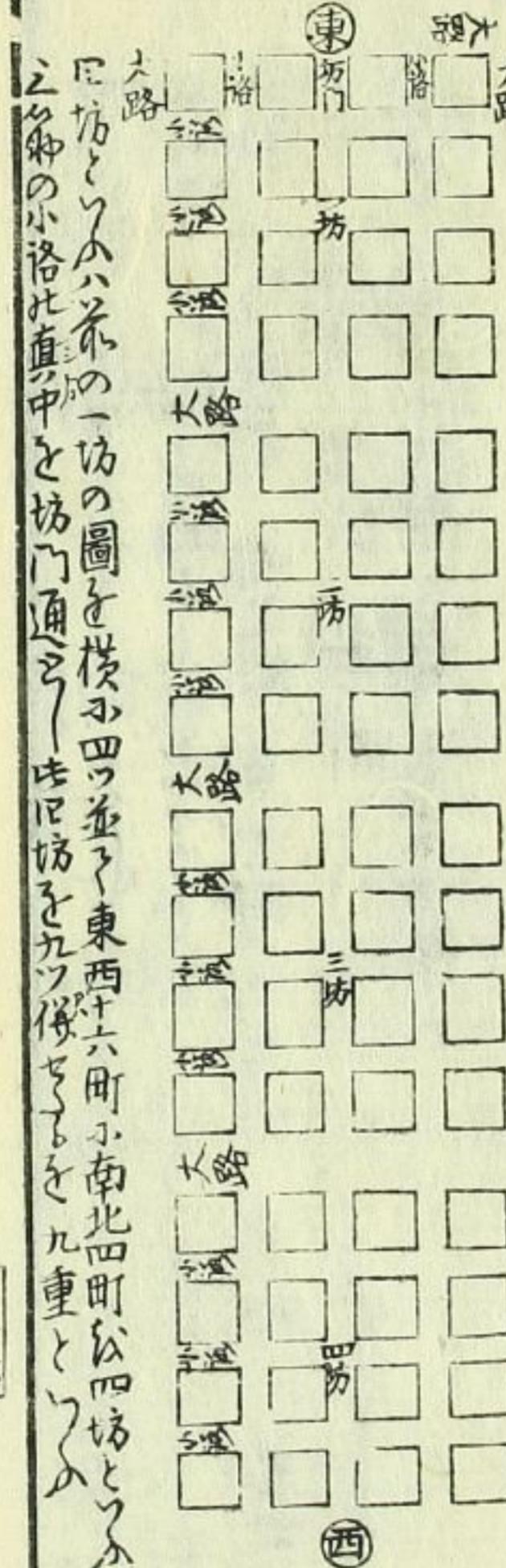
一保とくみハ恭の四行北圖を四目結のや
四合て二町ほ方へたとて二條の北側う
婦小路を越て二条坊(④八幡)の南側を
室町の東側より烏丸に越て東洞院
の西側まで四町が一保と號く充也
唐の代は制へ左京ハ西北よりをも右京ハ
東北よりをも

圖一坊

	北	大路	イ	チ	リ	タ
	小路		口	ト	ヌ	ヨ
	小路		ハ	ヘ	ル	カ
	小路		ニ	ホ	ヲ	ワ

一坊とつぶ八角の一保の圖。又四目結
四角は併せ二町四方町十六町也。
縦横とも外側を大路みて下は小路
三筋ある。また中の中筋は坊門通す
りふれ重きくを圖のめ賤くゆ
一坊二坊三坊四坊なり。左京ハあらう
始て右京ハ東より始る。

圖四坊



大路とつぶ八角の一坊の圖を模ふ四角並ア東西十六町南北四町が四坊とつぶ
に坊とつぶ八角の一坊の圖を模ふ四角並ア東西十六町南北四町が四坊とつぶ
之筋の小路北真中と坊門通シテ此坊を九ツ儀丈九重とつぶ

一條

桃花坊

一条う上御門を

者

町

大宮

東

京

六

保

大

路

四

角

北

中

筋

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

角

九

重

と

つ

ぶ

八

<p

圖

中ふ名の遠近族一條多ふ属をもをよふ奉て既説を加ふ

世尊寺

一條の北大宮のゐ。原ハ貞純親王の家
攝政伊尹公傳領

桃園

世子の南保光卿の家
行成卿傳領

一條院

一條の南大官の東二町謙徳公の家。又は住寺入道
爲光卿のふ

東北院

一條の南京極の東
上東門院御所

清和院

正親町南京極の西
忠仁公家

北邊亭

正親町南京極の西
清和帝母后御所

染殿

正親町北京極の西
忠仁公家

西北院

一條の南京極の西
同御所

土御門北西洞院の左大臣源信公家。三代實錄曰左大臣嵯峨帝の
皇子源氏の家也。率性強雅風尚甚く。又書傳を讀。兼て草隸を嘉之。又圖画小品あり。丹青の妙
得て殊の馬形を真を寫と。又後撰集の
又後撰集の
作者あり

棗殿
高倉殿
鷹司殿
土御門内裏
京極殿
批杷殿
華山院
菅原院
小一條
近衛の南東洞院の西。師尹公の家。一説不山吹殿と稱。清和帝
傳領所又貞信公傳領
近衛の南東洞院の西。本ハ東一條と号く。式部貞保親王の家
傳領所又貞信公傳領
勘解由小路の南烏丸の西。原ハ是善卿の家。後菅贈太政大臣の御殿
後世歡喜光寺と号。北野祭の日神官守所小末に批杷を取て

本院

滋野井

神傳不難ハシタニと云甚後ハシタニ御門の北西洞院の西
六条の通場と不天正年中京換ハシタニ今錦天神と称ハシタニ
中御門の北堀川の東一町。左大臣時平の家訴制ハシタニ勅勵ハシタニ
時ハシタニ小竹籠居ハシタニ云

二條

銅駝坊

二坊中御門より南へ二條通まで皇城の二坊 大宮より
三坊西洞院より東洞院を 郁芳門の内諸寮町松一坊と
三坊東洞院より京極まで凡て六十四町に銅駝坊と号す

櫻町

高陽院
原ハ歌仙貫之の家と云
中御門の南堀川の東南北二町 桂武帝の皇子

石井

中御門の奥 東洞院の庄
重信公の家

内記井

中御門の奥 東洞院の东 院之井と号す
惡所ハシタニ云
春日の北鳥丸の东 松殿ハシタニと号す

近院

左大臣能右公の家 松殿ハ伊の方四分之一云
賀陽親王の家

御門の北堀川の東一町。左大臣時平の家訴制ハシタニ勅勵ハシタニ
時ハシタニ小竹籠居ハシタニ云

小松殿

光孝天皇降誕所と云ふ
大炊御門の北東洞院の東

大炊内裏

大炊御門の北東洞院の東

冷泉院

大炊御門の南堀川の西方二町 嶽峨帝より累代後院すと弘仁亭と号す
初ハ冷然と書一松火災改ひ天暦御記ハシタニ見へす

小野宮

秋炊御門の南鳥丸の西 惟喬親王の家 定頼公之子をへて其後又

二條院

貞憲公傳領と
二條の北 堀川の東

町尻殿

二條の北 堀川の東

陽成院

天暦帝の母后的御領

二條内裏

二條の東 同院の東

法興院

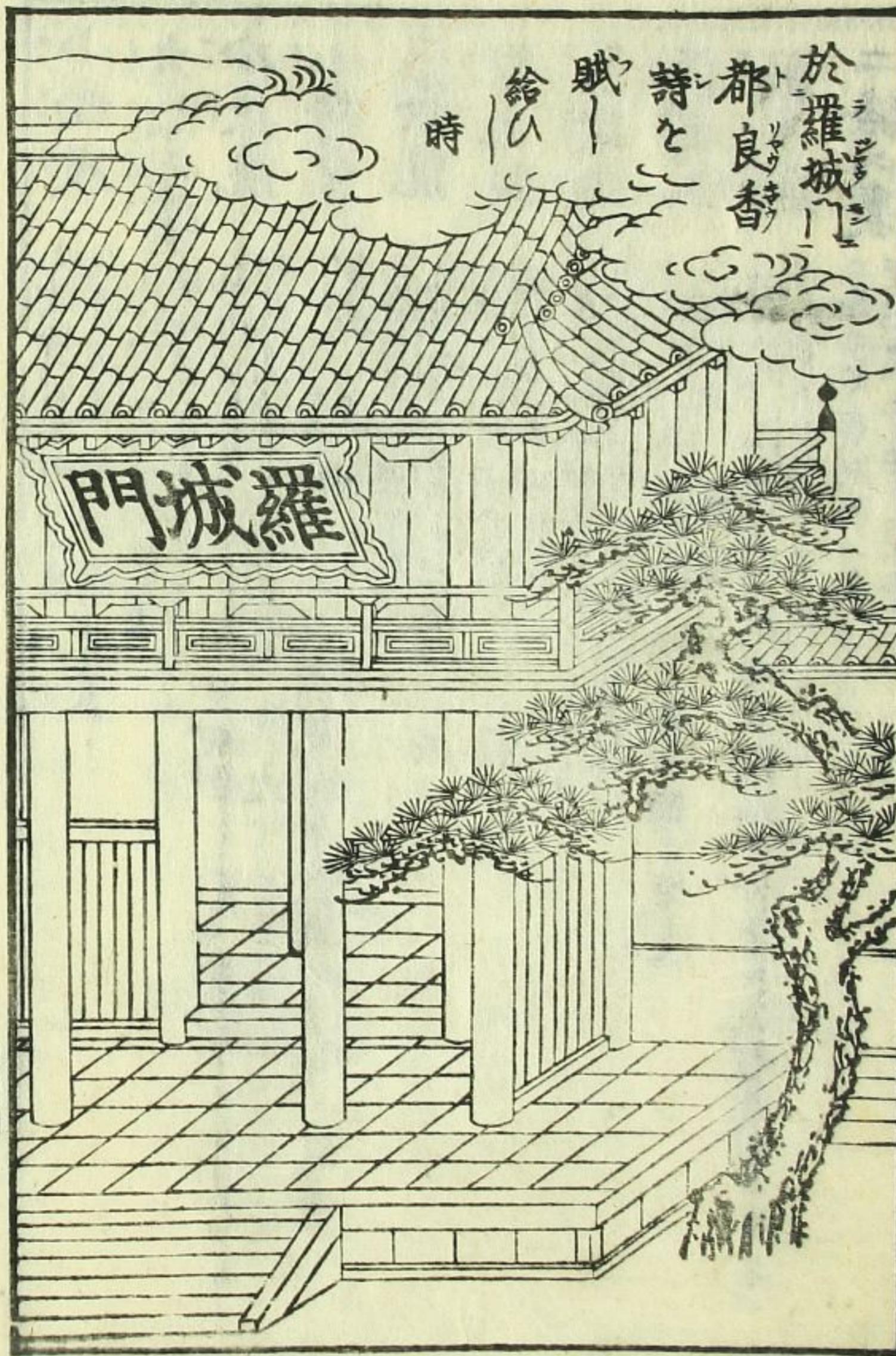
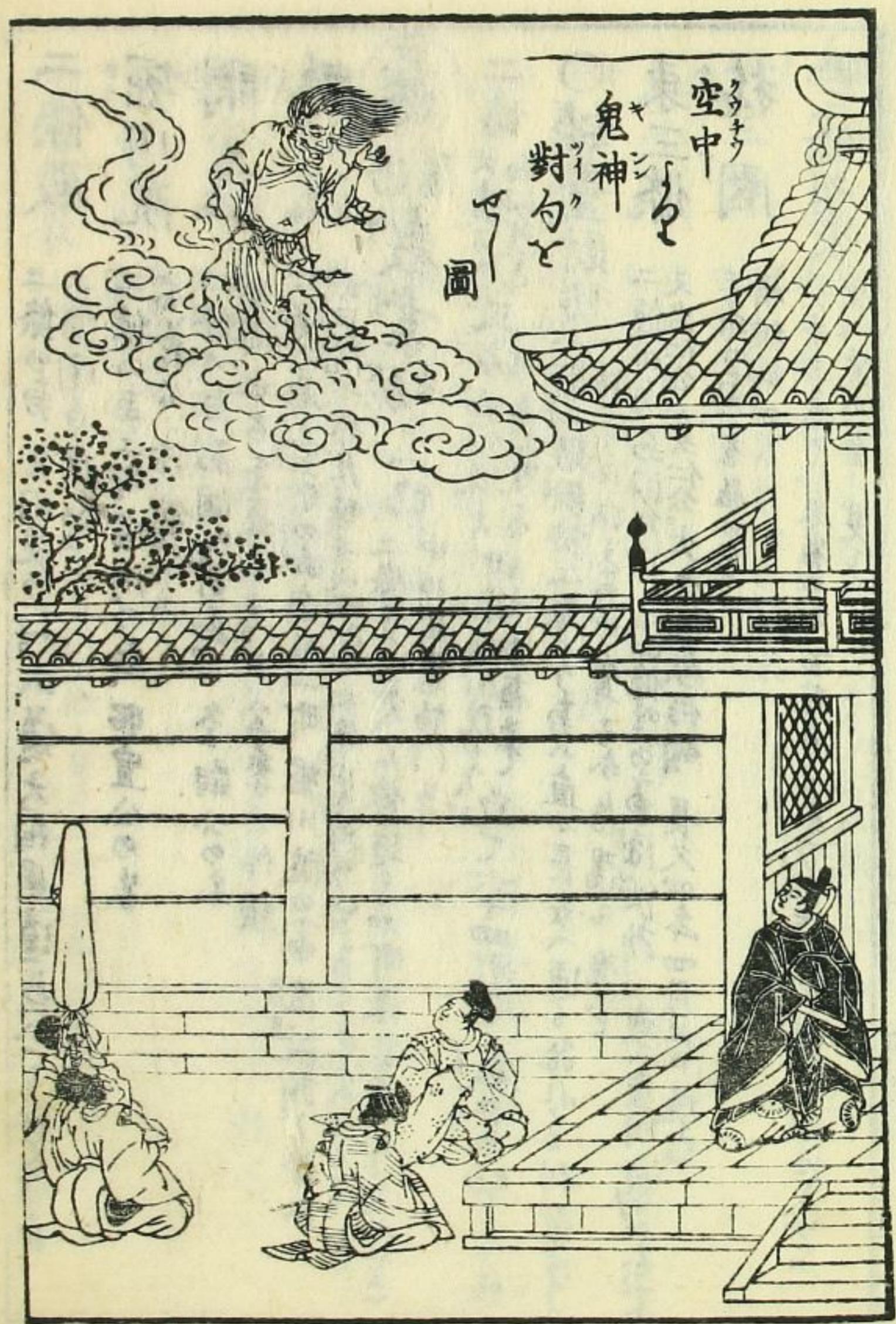
二條の北 西洞院の西

數多殿

二條の北 烏丸の東 二町俊賢卿師尹公等の家 御堂閑白作鏡

二條内裏

二條の東 同院の東



二條殿

二條の南東旧院のあ。八道大相國道長公さだをを官む
二條園白侍領

堀川院

二條の南二町堀川のあ。昭宣公の家

忠義公侍領

鴨院

金固水石をゑむと云。公季公侍領

院

二條の東室町のあ南北二町。堀川院の事。院誕証と云ふ
或曰院か非だ略井くわい井い古井い古井い略くわいつつ小居こゐと云

三條

二條の南二町堀川のあ。忠仁公。貞仁公。大入道殿侍領。長久四年四月廿日焼亡

陽教業坊

二條の東東旧院のあ。忠仁公。忠仁公。大入道殿侍領。長久四年四月廿日焼亡

洛陽教業坊

二條の東東旧院のあ。忠仁公。貞仁公。大入道殿侍領。長久四年四月廿日焼亡

東三條

二條の東東旧院のあ。忠仁公。貞仁公。大入道殿侍領。長久四年四月廿日焼亡

梅園

二條の東東旧院のあ。忠仁公。貞仁公。大入道殿侍領。長久四年四月廿日焼亡

西三條内裏

長安三条の北朱雀のあ。百花亭とちく。また良相大臣の四辻よつじと云ふ
里内裏の半見上

押小路殿

押小路の西室町の東。菩提院殿下ぼだいのあ

竹三條

又二條殿とよざいのあ

大西殿

押小路の西東旧院の東

中西殿

二條の北万里小路のあ

山井殿

二條右大臣定頼公さだよりのあ

鞍松殿

二條の北堀川の東

高松殿

二條門の北京極のあ。永賴ながり三位のあ。又信家しんけいのあ

御倉町

通頼つうり卿きよ侍し領りゆう恩おん所しょと云

三條院

二條の北高松内裏たかまつないりのあ。七條院御所しちじょういんごしょと云

三條内裏

二條の北東洞院の西から東三條とうさんじょうと号いす。一所同街町口の東から西三條とうさんじょうと

三條院

二條の北烏丸からすの東。また内裏の別宮べっぷぐと云。原はらハ濟家宅せいけいじやくと云

廉義公れんぎこうのあ

御子左

二条坊門の通ち吉の東
長家卿傳領

兼明親王の家

四條

陽永昌坊一坊ニ至より四条通を四町朱雀通りニ坊大宮と中ふ北条坊門より

三坊みけぼう東門院とに坊東門院とうもんいんより京極まで凡て六十四町を永昌坊とひ

○長永寧坊

町役洛陽より准を

兔殿

二条の通ふ西門院の東右佐宅又朝成が跡とひ
惡所えく

南院

是忠親王の家
北の北生のあ

四條宮

四條の北五門院の東大納言公任卿の家
常ふ繁雲霞韻せんくわきゆとひ

五條

洛陽宣風坊一坊ニ至より南五條通ごじょう松原東門西門朱雀通り二坊大宮と

三坊みけぼう東門院とに坊東門院とうもんいんより京極まで凡て六十四町を宣風坊とひ

○張宣義坊

町役洛陽より准を

紅梅殿

五條坊門の北町尾のあ北野御子のあとひ
今北管大臣社

天神御所

高辻の北西門院のあ菅神降誕所
今管大臣社

東五條

五條の南東門院の東
后宮御所文德事の后清和天の母公良院冬嗣公の女

五條院

五條の北大宮の東二町后宮の後院ごういん天子時よりよりまほれ丈

六條

五條内裏とひ壽永の北の五條内裏後綱の宅へ
陽淳風坊一坊ニ至より大宮を中ふ六條門ろくじょうもんより町二坊大宮と

三坊

六條坊門の南西門院と六條坊門の南町尾東隅
東門院と

千種殿

六條坊門の南西門院の東中務宮
貞平親王の家保昌らしを傳領と

池亭

六條坊門の南町尾東隅
保衡ら宅とひ

河原院

六條坊門の南萬里小路の東八町云嵯峨帝第三之皇子肅矣臣の家
其後寛平法皇御所初ハ四町東六條院と號す

北院

摺^{モモ}摺^{モモ}の北烏丸の西。小六條院御領
故小六條殿と号す

六条の北東洞院の東。光孝天皇御所。淳子内親王附属と

六条院と号す

六条の北烏丸の西

其後信家卿が賜ふ

淳和院の御所

鈎殿院

六条の北烏丸の西。小六條院御領
故小六條殿と号す

六条の北東洞院の西

六条の北西旧院の西

門前桂樹あり故あく

六条の北東洞院の西

寛平法皇御所

中桂宮

六条の北西旧院の西

門前桂樹あり故あく

六条の北室町の東

小一条院の御領

中六條殿

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

七條坊門の南猪熊の東まき小市領十一町なり。毎日都鄙集會を

貨物を交易して市を有す。①西本願寺の地へ

六條内裏

六條坊門の南猪熊の東まき小市領十一町なり。毎日都鄙集會を

中頃萬壽禪寺とある

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

東市屋

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

七條安寧坊

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

南院

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

中六條殿

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

六條内裏

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

東市屋

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

七條安寧坊

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

南院

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

中六條殿

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

六條内裏

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

東市屋

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

七條安寧坊

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

南院

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

中六條殿

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

六條内裏

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

東市屋

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

七條安寧坊

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

南院

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

中六條殿

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

六條内裏

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

東市屋

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

七條安寧坊

六条の北室町の東

祭主三位輔親卿の家。池中水天橋立の風景が

○長閑坊准と

九條殿

九條坊門の南町尻の東

右大臣師輔公の家今趾不春日祠あり

城興寺

九條の北烏丸のふ

太政大臣信長公の家今趾又觀音堂あり

施藥院

九條の北町尻の東

今施薬院あり

足立下長安の分

宇多院

土御門の北木辻の東

寛平法皇御所

押小路の南東洞院の東融大臣の別荘

西三條

三条の北朱雀の西良相公の家

一名石夜公とかづく

四条の北西大宮の東

橋皇太后宮御所今西度寺あり

西院

四條の北朱雀の西

高明親王の御所今經子森あり

下九三

朱雀院

三条の南朱雀通のふ八町
朱雀帝の仙院今源氏紅葉賀、よ朱雀院りますのうなり
二条の北大宮のふ

小野篁の家

長安の中ふ三十町計合十九

小泉領合九

朱雀のふ

九條の北

朱雀のふ

左獄

大宮の東西佐女牛の南ふ凡て十二せう

西市屋

東市屋ふ准今

洛陽近衛通西洞院

押小路の北

中御門の北

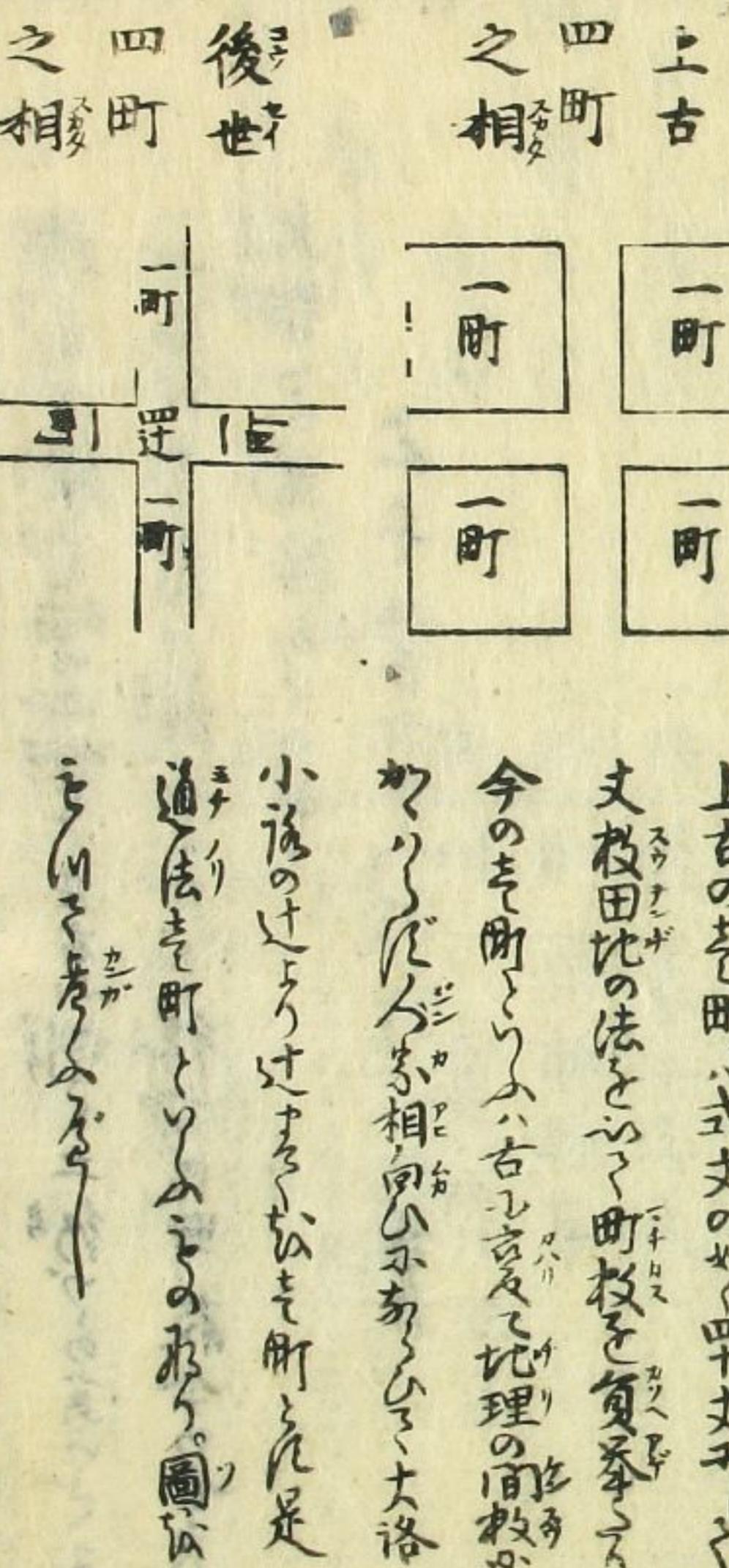
一町ふ

九重圖

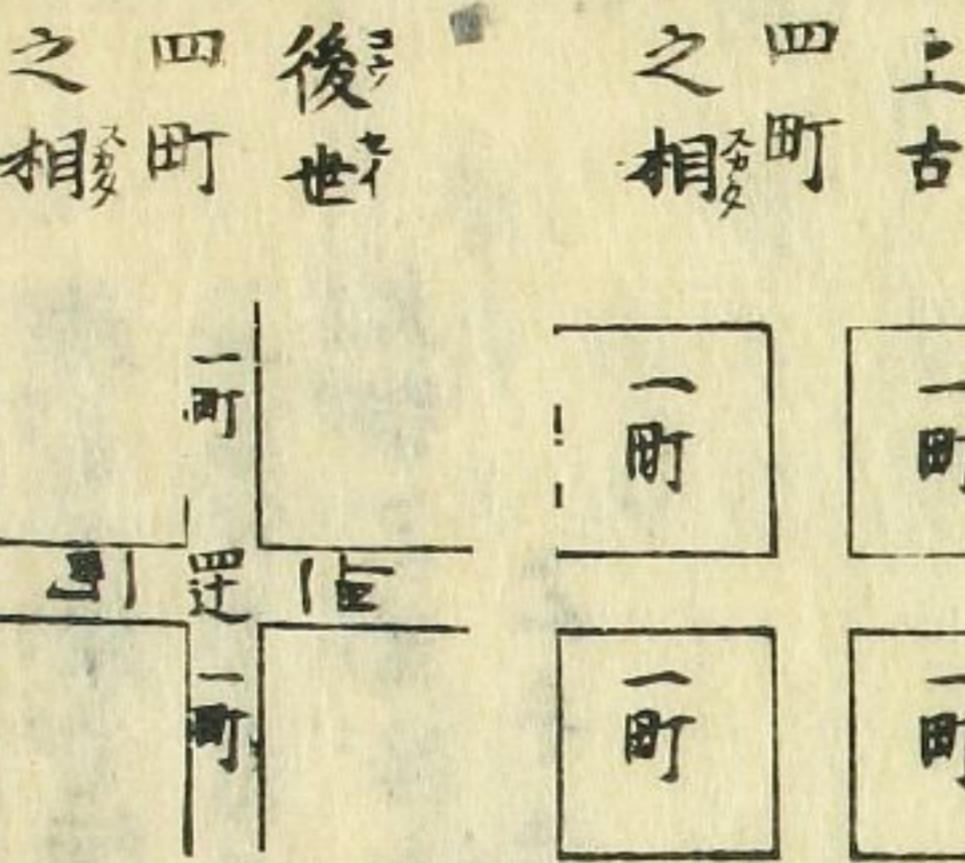
北邊	北邊	北邊	北邊
大空坊	銅駕坊	銅駕坊	銅駕坊
八角院	三教書坊	三教書坊	三教書坊
樂院	水昌坊	水昌坊	水昌坊
北邊	宣義坊	宣義坊	宣義坊
北邊	光德坊	淳風坊	淳風坊
北邊	疏財坊	七言書坊	崇仁坊
北邊	長安書坊	九茶書坊	開建書坊
北邊	長安書坊	九茶書坊	崇仁坊

上二四

古今町之制度違異



上古の古町、式丈のやへ田十丈へ
丈枚田地の法をもへ町枚を算奉へ
今之き町へハ古シ言て地理の間敷、
わからばくが相向ひ乍らひへ大路
小路のナよつたまへが町へ通れ是
道法を町へつくるのねう圖



上古兩京の町舡一千二百六十六町舡今世此道法を附下
積奉又縱通南の四行を左右小捌ニ二行づのあつては
一小洛公開したる候ふとれだ往古の町役今世東
本字
大槻三增陪あとかか

二千五百六十八町許小相當也

京北名風土記 大尾

下山書院

向松堂藏放書目

京都寺町三条下ル町
書林 めどき屋宗八

陶淵明詩集	四冊	五 雜俎	八冊
林和靖詩集	二冊	活幼心法	一冊
宋真山民詩集	一冊	漢篆千字文	四冊
歐蘇手稿	二冊	和漢朗詠集	二冊
同 繢編	二冊	同 真艸頭書	二冊
艸廬詩集	<small>自初編至七編</small>	日本詠集ハ尊圓法親王の高麗の詩を りつて本文とく頭書と楷書とくまし 本文とくつて是と曉り訓意とく 待歌の作者とくらうもくらう事やか	二冊
文休明辨碎抄			
心學典論	<small>大典禪師著</small>	庭訓往來抄	二冊
小雲棲稿	<small>大典禪師著</small>		
同 手稿	<small>自初編至三編</small>		
山水	<small>地理方位相合</small>	三才精義	<small>西園玉全作</small>
風水祕錄	同作	三冊	三冊

日本詩碑小本

家相紐境同作折本

韻壁數多かとあるも句摘古事を世人の耳に
ふす所がうは書日本名家の韵壁からゆゑ

茅窓漫錄二冊

日本の名勝よりいよ神社佛閣の雅名ふく侍
句よりかま初心の便とがま唐土の韵壁より

閑田文艸五冊

龍詩類選小本

三冊

古文前集餘師

四冊

同後集餘師

四冊

古文後集中本

二冊

五經白文

六冊

同小本

六冊

絹布裁要

一冊

袖中裁本枝

折本

裁縫獨秘古

横本一冊

けちハ絹布のうち縫とあらむやうてあれ
もあらうとぞおきくらむる絶大役子

よみうりくらむるをあらうとぞおき
五絹引うきからむるをあらうとぞおき

諸國年中行事

一冊

香本年中行事大全

六冊

ほんと年中行事の事は云とてありと
りたと年日をとて日をもよろりとてそかと年中の
きよとあらうとぞおきがひ部の事は又お
くらむとあらむとおおおとくとおおおとく

古文和歌集

二冊

京義陽文宗直傳記

三冊

京義陽古の事とあらうと角理山集とあらう
史通と考へ皇居放金とあらう平安御の尊基
お古本附とあらうと御代行の事とあらうと
ますとあらうとあらうとあらうとあらうと

五穀舞盡藏

二冊

聖德太子實錄

二冊

神代清地傳

五冊

教訓日用學則

三冊

五穀舞盡藏

二冊

聖德太子實錄

二冊

十經

行ナ附一冊

精進早見紙立帳

一冊

都名所往來

一冊

女都名所往來

一冊

料理献立帳

一冊

魚類精進早見紙立帳

一冊

見通占

一冊

新氏常識

一冊

勝元手字文

一冊

南賣は本

一冊

文化大雜書三母相

一冊

